

非課税保有期間終了にかかる年またぎの解約についての確認事項

飯能信用金庫

平素より当金庫をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

非課税保有期間終了にかかる非課税口座（一般NISAまたはジュニアNISA※）における投資信託の年またぎの解約にあたりまして、ご確認いただきたい事項を以下に記しましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

※ ジュニアNISAは、翌年1月1日時点で18歳以上の場合です。

ご確認いただきたい事項

- (1) 非課税保有期間が終了する投資信託は課税口座へ移管されることから、解約のお申込を本年中に行っていた場合でも、受渡日（解約代金入金日）※が翌年となる場合（以下「年またぎの解約」といいます。）、課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約価額が取得費（移管時の時価（本年12月末時点の時価））を上回る場合、その差額（譲渡益）について課税されます。

※ 銘柄ごとの受渡日は、目論見書をご覧ください。

- (2) 課税口座へ移管される投資信託の年またぎの解約を行う場合、解約代金の入金後に、源泉徴収等にかかる引落としまたは還付金の入金を行う場合があります。

なお、解約代金の入金後に源泉徴収等を行う場合であっても、普通預金払戻請求書等のご提出はいたしません。

【投信インターネットサービスをご利用のお客さまは、以下(3)もご確認ください】

- (3) 課税口座へ移管される投資信託の年またぎの解約を行う場合、投信インターネットサービスの「お預り資産一覧」画面（解約の際に使用する画面）上の「口座」欄が解約申込時点で「非課税」となっている場合、翌年、課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約に伴う譲渡益について課税されます。

※ 非課税口座または未成年者口座内の勘定年毎の投資信託の残高（本年末に非課税保有期間が終了する投資信託の残高）は、「資産管理」－「非課税口座枠・残高照会」より照会することができます。